

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名	認証評価申請年度	認証評価（本評価）時の認定	追評価時の認定
中京大学法科大学院	平成25年度	不適合	適合

法科大学院基準の大項目	法科大学院基準の評価の視点	付記事項	
		<変更前>	<変更後>
教育の内容・方法等	2-1 法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、各授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものであるとともに、法曹として備えるべき基本的素養の水準に適ったものとなっているか（「連携法」第2条、「告示第53号」第5条）。	法律基本科目群（34科目）、法律実務基礎科目群（17科目）、基礎法学・隣接科目群（8科目）及び展開・先端科目群（25科目）の4つの科目群が開設されている。	法律基本科目群（34科目）、法律実務基礎科目群（17科目）、基礎法学・隣接科目群（8科目）及び展開・先端科目群（26科目）の4つの科目群が開設されている。
	3-1 専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員1名）を遵守しているか（「告示第53号」第1条第1項）。	専任教員数は14名である。	専任教員数は15名である。
教員組織	3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	専任教員14名のうち13名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。	専任教員15名のうち14名が教授であり、法令上必要な専任教員の半数以上が教授で構成されている。
	3-5 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上は、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	専任教員14名のうち5名が5年以上の法曹としての実務経験を有する実務家教員となっている。	専任教員15名のうち6名が5年以上の法曹としての実務経験を有する実務家教員となっている。
	3-6 法律基本科目の各科目に1名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも3科目については2人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）4名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）4名、民法に関する科目4名、商法に関する科目2名、民事訴訟法に関する科目2名以上の専任教員が配置されているか。	法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名となっている。	変更後においても法律基本科目への専任教員の配置は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名となっている。
	3-7 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	専任教員の配置比率は、法律基本科目100%、基礎法学・隣接科目25%、展開・先端科目38%である。	専任教員の配置比率は、法律基本科目100%、基礎法学・隣接科目25%、展開・先端科目24%である。